

(2021年3月27日「しんぶん赤旗」)

いわき市民訴訟 国を断罪

福島地裁支部 「原発事故回避の可能性」

東京電力福島第1原発事故をめぐり、避難指示区域外の福島県いわき市に居住する住民約1500人が国



「国の責任を認める」などの幕を掲げるいわき市民訴訟の原告側弁護士ら26日、福島地裁いわき支部前

と東電に対し計約27億円の損害賠償を求めた「いわき市民訴訟」の判決が26日、福島地方裁判所いわき支部(名島亨卓裁判長)であり

ました。名島裁判長は、国と東電に計約2億円の支払いを命じました。全国で約30ある同種の集団訴訟で国の責任を認めたのは一審で

は今回で8例目、二審では仙台高裁と東京高裁の2例

あります。 ↓関連⑬面

名島裁判長は、2009年8月以降には、福島県沖を含む三陸沖から房総沖にかけてマグニチュード8クラスの津波地震が起こる可

能性があるとした国の地震予測「長期評価」(2002年公表)を津波評価に取り込み、これに基づいて対策を取るべきであったのに、「長期評価」を取り込まなかった国の不作為には

「その審議、判断の過程に著しい過誤、欠落があった」と判断。

その上で、建屋への浸水防止工事がされていれば「事故は回避できた可能性がある」と指摘。国の規制権限不行使は「著しく合理性を欠く」として「違法」と断じました。

東電に対しては、津波対

策を講じる義務を怠った点で過失はあるとしつつ、国から対策を指示されなかつたから「非難可能性、悪質性は認められない」としました。

一方、住民の被害については、2011年3、4月の状況を「放射線被ばくによる健康被害の危惧を抱くことが合理的な状況」だったなどとして、「事実上避難を強いられる状況にあった」と認定。しかし、屋内

避難区域の住民の損害は同年12月末まで、それ以外の住民の損害は同年9月までしか認めませんでした。

「私たちは正しかった」

いわき市民訴訟判決

国の責任認めた

原告・支援者、喜びの声



「勝った。私たちは正しかった」。いわき市民1451人が東京電力福島原発事故で東電と国を相手取り、原状回復と完全賠償（請求額合計約27億円）を求めていたいわき市民訴訟（伊東達也原告団長）の判決。26日、福島地裁いわき支部（名島亨卓裁判長）前では、原告と支援者らのよこごびの声があふれました。伊東団長は「勝ちました。ありがとうございます」と判決をかみしめました。

原告訴訟いわき被害事故原

報告集会で原告弁護士の広田次男弁護士は「勝ちました。私たちの主張は間違っていないかった。これからも力強くたたかいたい、（運動を）大きくしていく必要がある。全力をあげて押し広げて確定させていく」とのべました。「きょうだい訴訟」として位置付けてきたかっている福島原発避難者訴訟原告団長の早川篤雄さんは「私たちの訴訟にも大きな力になる。被告の国も東電も引き下がらないだろう」と話した。

報告集会で話す伊東達也原告団長（左）26日、福島県いわき市内

う。謝罪させるまでたかろう」と決意を語りました。

福島原発浪江町津島訴訟の馬場績原告団共同代表は「私たちの裁判も7月30日に判決を迎えます。全国のたたかいを大きく励ます判決です。裁判所は国は東電と同等の責任があると断罪しました。勇気づけられる。いわき市には浪江町から約3500人が避難してきています。二歩も三歩も前進させたい」と連帯の思いを述べていました。

原告の一人、島田栄二郎さん（77）は「たたかっていたかいはありません。公正な判決を求める署名を集め高裁でも勝利したい」と話していました。